

令和7年5月30日

監査報告書

学校法人 鎌倉女子大学
理 事 会 御中

学校法人 鎌倉女子大学

監 事 菊池重雄 

監 事 山本 清 

私たち監事は、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人鎌倉女子大学旧寄附行為第16条の規定にもとづいて、学校法人鎌倉女子大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

監査に当たっては、理事会及び評議員会に出席し、業務の決定と執行状況等の報告を聴取するとともに、内部監査室との連携のもとに、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関する重要な書類の閲覧、関係者からの聴取などの方法によって調査を行いました。

また、会計監査人と連携を図り、その報告や説明を受け、計算書類について検討を行うなど、当初の監査方針にそって必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

本法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく表示しております。

また、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

以 上

令和7年5月30日

監査報告書

学校法人 鎌倉女子大学
評議員会 御中

学校法人 鎌倉女子大学

監事 菊池重雄 

監事 山本 清 

私たち監事は、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人鎌倉女子大学旧寄附行為第16条の規定にもとづいて、学校法人鎌倉女子大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

監査に当たっては、理事会及び評議員会に出席し、業務の決定と執行状況等の報告を聴取するとともに、内部監査室との連携のもとに、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関する重要な書類の閲覧、関係者からの聴取などの方法によって調査を行いました。

また、会計監査人と連携を図り、その報告や説明を受け、計算書類について検討を行うなど、当初の監査方針にそって必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

本法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく表示しております。

また、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上